

令和 7 年 2 月 3 日

厚生保健委員会

健康福祉部病院管理課

地域医療連携推進法人の認定申請について

浜松市（浜松医療センター）と国立大学法人浜松医科大学により昨年 1 1 月に設立した一般社団法人浜松アカデミック・メディカル・アライアンスについて、令和 7 年 4 月に医療法に基づく地域医療連携推進法人に移行するため、静岡県知事に対し認定申請を行う。

1 認定申請の主な内容

（１）医療連携推進方針

別添のとおり

（２）役員（案）

役 職	所属及び職名	備 考
代表理事	浜松医科大学関係者	R7. 1 月に理事就任
副代表理事	浜松市副市長（医療担当所管）	現代表理事
理事	浜松市医療公社理事長	R7. 1 月に理事就任
理事	浜松医科大学医学部附属病院長	現副代表理事
理事	浜松医療センター院長	
理事	浜松医科大学医学部附属病院副病院長	
監事	浜松市健康福祉部医療担当部長	

（３）地域医療連携推進評議会の構成員（案）

法による構成要件	構成団体等
医療又は介護を受ける立場にある者	静岡県保険者協議会
診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体	浜松市医師会
	静岡県医師会
学識経験を有する者その他の関係者	静岡県健康福祉部

※1) 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

※2) 地域医療連携推進評議会は、法人の業務の実施状況について評価を行い、必要に応じて社員総会及び理事会において意見を述べるなどの役割を担う。

2 スケジュール

時 期	内 容
令和6年11月22日	一般社団法人の設立
令和7年1月30日	一般社団法人の理事会・社員総会で地域医療連携推進法人の認定申請について決議
2月3日	市議会厚生保健委員会で地域医療連携推進法人の認定申請について説明
2月中旬	県知事への地域医療連携推進法人の認定申請
2月中旬	県西部地域医療構想調整会議等で審議
2月26日	県医療対策協議会で審議
3月13日	浜松市保健医療審議会で説明
3月18日	県医療審議会で審議
4月	地域医療連携推進法人の認定・移行

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

静岡県地域医療構想に定める西部構想区域

2. 参加法人等

- ・ 国立大学法人浜松医科大学（浜松医科大学医学部附属病院）
- ・ 浜松市（浜松医療センター）

3. 理念・運営方針

（理念）

- ・ 静岡県地域医療構想の達成及び医療連携推進区域における強靱な医療ネットワークの構築に寄与する。

（運営方針）

- ・ 地域医療を担う人材の育成に寄与するため、参加法人間の連携を促進する。
- ・ 地域において良質かつ適切な医療の効率的な提供に寄与するため、参加法人間の連携を促進する。
- ・ 感染症や災害等の危機に適切に対応できるよう、参加法人間の連携を促進する。
- ・ 将来の医療発展に寄与するため、研究における参加法人間の連携を促進する。
- ・ 参加法人の経営基盤の安定化を図るため、経営効率化に向けた取り組み等を共同で実施する。
- ・ 連携による相乗効果を地域全体に波及させ、地域の医療水準向上に寄与する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

・ 地域医療を担う人材の育成に寄与

参加法人間において人材の共同育成や人事交流などを促進するための取り組みを実施する。

・ 地域における良質かつ適切な医療の効率的な提供に寄与

参加法人間の医療機能の分担など、地域において医療の効率的な提供をするための取り組みを実施する。

・ 危機に対応できる医療提供体制に寄与

参加法人相互間の補完体制を整備するなどリスク分散を図り、感染症や災害等の危機に適切に対応するため、参加法人間の連携強化を促進する取り組みを実施する。

・ 将来の医療発展に寄与

先進的医療を発展させるため、参加法人間における共同研究等を促進する取り組みを実施する。

・ 参加法人の経営基盤の安定化に寄与

参加法人の経営基盤の安定化に資するため、医療機器、医薬品の共同購入や共同交渉、医療機器の共同利用等に向けた取り組みを実施する。

・ 地域の医療水準向上に寄与

電子カルテ情報の共有など業務効率化により、参加法人相互間の連携を強化するとともに、医療連携推進区域内の他の医療機関との連携を促進するための取り組みを実施する。